

## 九里学園 同窓会会則

### 第1条(名 称)

本会は九里学園同窓会と称し、本部を九里学園高等学校内におく。

### 第2条(目 的)

本会は母校の発展に協力し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第3条(事 業)

本会は前条の目的達成のため、下の事業を行う。

- 1 母校後援に関する事業
- 2 会員の相互の親睦に関する事業
- 3 会員の研修
- 4 会報の発行
- 5 会員名簿の管理
- 6 その他本会目的達成に必要な事項

### 第4条(会 員)

本会は九里学園の卒業生(正会員)と学園現職員(客員)を以って組織する。

### 第5条(役 員)

役員は、理事と一般役員で構成される。

役員は、学年、クラス、地区の代表者、および客員の推薦によって構成される。

### 第6条(役員任期)

役員の前任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

一般役員の前任期は設けない。

### 第7条(理 事)

本会に下の理事をおく

会 長	1 名
副会長	若干名(内1名教頭)
幹 事	会員と客員より若干名
監 事	2 名
顧 問	本会に顧問を置くことができる。なお、会長が委嘱する。

### 第8条(会長・副会長)

会長は会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会長・副会長は会員の中から選出し、役員会で承認する。

### 第9条(幹 事)

幹事は庶務及び会計に当たる。幹事は会長が委嘱する。

### 第10条(監 事)

監事は会計監査に当たる。監事は会員の中から選出する。

#### 第 11 条(顧問)

顧問は特に会と密接な連携を保ち、重要会務に関して会長の諮問に応じる。

#### 第 12 条(理事会)

理事会は三役が招集し役員会に提案する。

- 1 予算決算の立案
- 2 基本財源(特別会計)の運営
- 3 役員の選出
- 4 会務の報告
- 5 会則の変更

#### 第 13 条(役員会)

役員会は、会長、副会長、幹事および一般役員でこれを構成し、  
予算、決算、事業計画その他必要な事項を審議決定する。

#### 第 14 条(決議)

決議は役員会出席者の 3 分の 2 の同意を以って決定する。

但し、災害等で活動が停止したときは、理事会の議決を経て承認する。

#### 第 15 条(経費)

会計期間は 4 月から翌年の 3 月 31 日までとする。

本会の経費は所定の入会金、会費及び寄付金を以ってこれに充てる。

#### 第 16 条(会計) 本会の会計は通常会計と特別会計とに分ける。特別会計は、

本会の特別事業のため基本財源として別途にこれを積み立てる。

#### 第 17 条(支部)

本会に各地区及び本会の目的達成のため支部をおくことができる。

#### 第 18 条(簿冊)

本会に下の簿冊を備える。

会計簿 会員名簿 庶務記録簿

## 附則

本会は昭和33年11月26日より実施する。

(昭和47年9月2日 一部改訂)

(平成12年6月25日 一部改訂)

(平成27年6月27日 一部改訂)

(平成28年6月25日 一部改訂)

(平成29年6月24日 一部改訂)

(令和3年6月26日 一部改訂)

同窓会事務局

〒992-0039 米沢市門東町 1-1-72